

東京都市計画土地地区画整理事業の決定

都市計画品川駅西口土地地区画整理事業を次のように決定する。

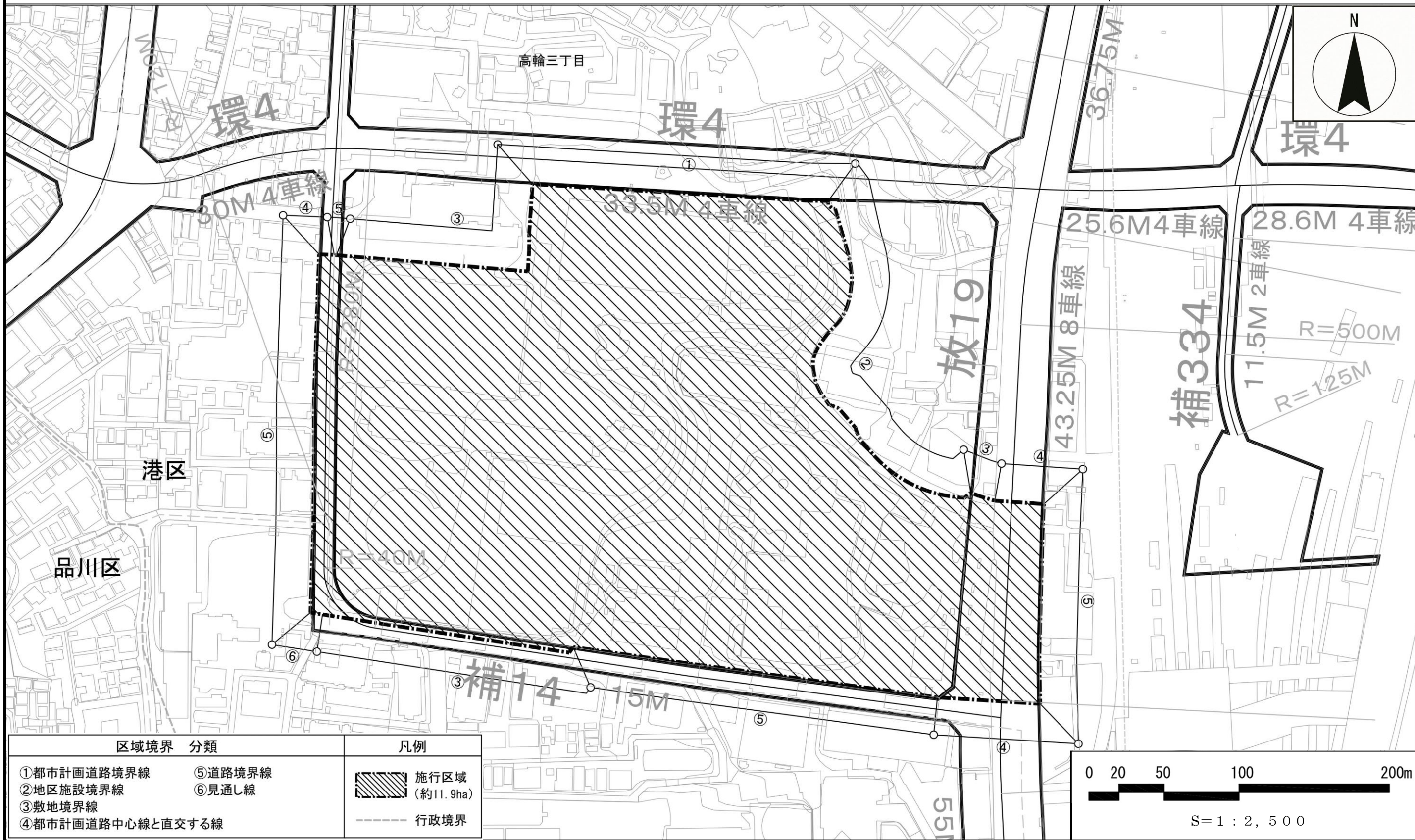
名 称		品川駅西口土地地区画整理事業		
面 積		約 1 1 . 9 h a		
公共施設の配置	道 路	種 別	名 称	備 考
		幹線街路	放射第 1 9 号線	これらについては、別に都市計画において定めるとおりとする。
		幹線街路	補助線街路第 1 4 号線	
		幅員約 1 6 m ～ 4 0 m の地区内道路を配置する。		
	公園及び緑地	地区の南側に公園（約 0 . 8 h a ）を配置する。		
	その他の公共施設	排水施設は、合流式で整備する。		
宅地の整備方針		公共施設整備にあわせて、業務、商業、宿泊、居住等の複合的な土地利用を図る。		

「施行区域は、計画図表示のとおり」

理 由

都市基盤施設の整備、敷地の整序を進め、土地の有効利用と都市機能の導入を図り、国際交流拠点・品川にふさわしい業務、商業、宿泊、居住等の複合市街地の形成を図るため、土地地区画整理事業を決定する。

東京都市計画土地区画整理事業
品川駅西口土地区画整理事業 計画図 (施行区域図)



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。無断複製を禁ずる。
(承認番号) 3都市基交著第60号・3都市基交測第37号 (承認番号) 3都市基街都第172号、令和3年8月26日